

第 16 回 兵庫県道路メンテナンス会議

(令和 5 年度 第 1 回)

日時：令和 5 年 7 月 24 日（月）14:00～

場所：兵庫国道事務所 6F 会議室＋WEB 会議

議 事 次 第

1. 開 会

2. あいさつ（会長）

3. 議 事

- | | |
|--------------------------------|------------|
| 1. 兵庫県道路メンテナンス会議 規約改正 | 資料 1（P1～） |
| 2. 令和 4 年度兵庫県道路メンテナンス会議活動報告 | 資料 2（P8～） |
| 3. 令和 5 年度兵庫県道路メンテナンス会議活動計画（案） | 資料 3（P10） |
| 4. 令和 4 年度の点検実施速報 | 資料 4（P11～） |
| 5. 令和 5 年度点検計画（2 巡目点検計画） | 資料 5（P16） |
| 6. 令和 4 年度地域一括発注の状況と計画 | 資料 6（P17） |
| 7. 広報活動について | 資料 7（P19～） |
| 8. その他 | |

(名称)

第 1 条

本会は、「兵庫県道路メンテナンス会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

(目的)

第 2 条

高度経済成長期に整備された大量の社会資本が、今後、急速に老朽化することを踏まえ、近い将来に大きな負担を生じることがないように老朽化対策を着実に推進する必要がある。

本会議は、道路法第 28 条の 2 の規定に基づき設置するもので、兵庫県内の各道路管理者が、道路の維持管理についての情報共有や課題への連携を深め、道路施設の適切な維持管理を図る仕組みづくりと体制を構築することを目的とする。

(事業)

第 3 条

本会議は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 道路施設の維持管理に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 道路施設の点検、修繕計画等の調整に関すること。
- (3) 道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること。
- (4) その他、本会議の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第 4 条

- 1 本会議は、第 2 条の目的を達成するため、兵庫県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者及び本会議が必要と認めるもので組織する。
- 2 本会議には、会長及び副会長を 5 名置くものとし、構成は「別表－1」のとおりとする。

ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
- 3 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 本会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者等の代表者からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表－2」のとおりとする。

ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
- 5 本会議における下部組織として高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路等管理者の代表者からなる跨道橋連絡会議を置くものとする。

なお、跨道橋連絡会議会則は別途定めるものとする。

- 6 本会議における下部組織として高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者等の代表並びに近畿運輸局、道路と交差する鉄道事業者からなる道路鉄道連絡会議を置くものとする。

なお、道路鉄道連絡会議規約は別途定めるものとする。

(幹事会)

第5条

幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 本会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- (2) 本会議における協議議題の調整
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、本会議の運営に際し必要となる事項の調整

(書面決議)

第6条

本会議において議決が必要な場合、会長の判断により、本会議を開催せずに書面評決により議決することができ、多数決をもって成立とする。

(事務局)

第7条

- 1 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。
- 2 事務局は、主担当及び副担当を置くものとし、構成は「別表－1」のとおりとする。

(規約の改正)

第8条

本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第9条

本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年 6月26日から施行する。

本規約は、平成26年12月19日に改正する。

本規約は、平成27年 6月01日に改正する。

本規約は、平成28年 1月20日に改正する。

本規約は、平成 28 年 6 月 27 日に改正する。
本規約は、平成 29 年 1 月 16 日に改正する。
本規約は、平成 29 年 6 月 29 日に改正する。
本規約は、平成 30 年 7 月 20 日に改正する。
本規約は、令和 元年 7 月 22 日に改正する。
本規約は、令和 2 年 8 月 4 日に改正する。
本規約は、令和 3 年 9 月 14 日に改正する。
本規約は、令和 4 年 7 月 27 日に改正する。
本規約は、令和 5 年 7 月 24 日に改正する。

兵庫県道路メンテナンス会議 本会議名簿

会員

	所 属	役職	備考
国	国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所	所長	会 長
	〃 〃 姫路河川国道事務所	所長	副会長
	〃 〃 豊岡河川国道事務所	所長	副会長
県	兵庫県 土木部 技術企画課	課長	
	〃 〃 道路企画課	課長	
	〃 〃 道路保全課	課長	副会長
	〃 〃 道路街路課	課長	
	〃 〃 道路街路課	街路担当班長	
市町	神戸市 建設局 道路工務課	課長	副会長
	姫路市 建設局 道路管理部 長寿命化対策課	課長	副会長
	尼崎市 都市整備局 土木部 橋りょう維持担当	課長	
	明石市 都市局 道路安全室 道路整備課	維持・保全担当 課長	
	西宮市 土木局 道路部 道路補修課	課長	
	洲本市 都市整備部 建設課	課長	
	芦屋市 都市建設部 道路・公園課	工事担当課長	
	伊丹市 都市交通部 道路室 道路保全課	課長	
	相生市 建設農林部 都市整備課	課長	
	豊岡市 都市整備部 建設課	課長	
	加古川市 建設部 道路保全課	課長	
	赤穂市 建設部 土木課	課長	
	西脇市 建設水道部 工務課	課長	
	宝塚市 都市安全部建設室 道路維持管理担当	課長	
	三木市 都市整備部 道路河川課	課長	
	高砂市 都市創造部 土木建設室 道路公園課	課長	
	川西市 土木部 道路整備課	課長（道路補修 担当）	
	小野市 地域振興部 道路河川課	課長	
	三田市 まちの再生部 地域整備室 道路河川課	課長	
	加西市 都市整備部 土木課	課長	
	丹波篠山市 まちづくり部 地域整備課	課長	
	養父市 まち整備部 建設課	次長兼課長	
	丹波市 建設部 道路整備課	課長	

	南あわじ市 産業建設部 建設課	課長	
	朝来市 都市整備部 建設課	課長	
	淡路市 都市整備部 建設課	課長	
	宍粟市 建設部 建設課	次長兼課長	
	加東市 都市整備部 土木課	課長	
	たつの市 都市建設部 建設課	参事兼課長	
	猪名川町 まちづくり部 建設課	課長	
	多可町 建設課	理事兼課長	
	稲美町 地域整備部 土木課	課長	
	播磨町 土木グループ	統括	
	市川町 建設課	課長	
	福崎町 まちづくり課	課長	
	神河町 建設課	課長	
	太子町 経済建設部 まちづくり課	課長	
	上郡町 建設課	課長	
	佐用町 建設課	課長	
	香美町 建設課	課長	
	新温泉町 建設課	課長	
財団	(公益財団) 兵庫県まちづくり技術センター	常務理事兼まちづくり推進部長	
公社	兵庫県道路公社 技術部	副部長	
	神戸市道路公社 道路管理部 管理課	課長	
高速 道路 会社	西日本高速道路株式会社 関西支社 神戸高速道路事務所	所長	
	〃 〃 大阪高速道路事務所	副所長	
	〃 〃 福崎高速道路事務所	副所長	
	〃 〃 福知山高速道路事務所	副所長	
	〃 〃 姫路高速道路事務所	副所長	
	〃 〃 第二神明道路事務所	副所長	
	西日本高速道路株式会社 中国支社 津山高速道路事務所	副所長	
	阪神高速道路株式会社 神戸管理・保全部 保全管理課	課長	
	本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター	所長	
	〃 鳴門管理センター	副所長	

オブザーバー

	所 属	役職	備考
国	国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官	
	〃 〃 〃	道路構造保全官	
	〃 〃 〃	道路構造保全官	
	〃 〃 〃	道路構造保全官	
	〃 〃 地域道路課	課長	
	近畿道路メンテナンスセンター	センター長	
高 速 道 路 会 社	西日本高速道路株式会社 関西支社 保全サービス統括課	課長代理	
	西日本高速道路株式会社 関西支社 保全サービス統括課		
	阪神高速道路株式会社 保全交通部 保全調整・点検課	担当課長	

事務局

	所 属	役職	備考
国	国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所	総括保全対策官	主担当
	〃 〃 兵庫国道事務所 管理第二課	課長	担当
	〃 〃 兵庫国道事務所 管理第二課	専門職	担当
	〃 〃 兵庫国道事務所 管理第二課	修繕係長	担当
	〃 〃 姫路河川国道事務所 道路管理第二課	課長	副担当
	〃 〃 姫路河川国道事務所 道路管理第二課	保全企画係長	副担当
	〃 〃 姫路河川国道事務所 道路管理第二課	専門員	副担当
	〃 〃 豊岡河川国道事務所 道路管理課	課長	副担当
	〃 〃 豊岡河川国道事務所	保全対策官	副担当
	〃 〃 豊岡河川国道事務所 道路管理課	維持修繕係長	副担当
県	兵庫県 土木部 道路街路課 国道・橋梁班	職員	副担当
	〃 〃 〃 街路班（市町道担当）	職員	副担当
	〃 〃 道路保全課 保全班（補修担当）	主査	連絡担 当
	〃 〃 道路企画課 事業推進班	主査	副担当
市町	神戸市 建設局 道路工務課	係長	副担当
財団	（公益財団）兵庫県まちづくり技術センター まちづくり推進部		副担当
	（公益財団）兵庫県まちづくり技術センター まちづくり推進部 市町 業務課		副担当
高速 道路 会 社	西日本高速道路株式会社 関西支社 神戸高速道路事務所 統括課	課長	
	阪神高速道路株式会社 神戸管理・保全部 保全部管理課		副担当
	本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター 計画課	課長	副担当

兵庫県道路メンテナンス会議 本会議名簿

幹事

	所 属	役職	備考
国	国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所	副所長	幹事長
	〃 〃 姫路河川国道事務所	副所長	副幹事長
	〃 〃 豊岡河川国道事務所	副所長	副幹事長
県	兵庫県 土木部 技術企画課 県土政策班	主幹	
	〃 土木部 道路企画課 事業推進班	班長	
	〃 〃 道路保全課 保全班	班長	副幹事長
	〃 〃 道路街路課 街路班	班長	
市町	神戸市 建設局 道路工務課	係長	
	西宮市 土木局 道路部 道路補修課	係長	
	川西市 土木部 道路整備課	課長（道路補修担当）	
	高砂市 都市創造部 土木建設室 道路公園課	課長	
	三木市 都市整備部 道路河川課	課長	
	福崎町 まちづくり課	課長	
	相生市 建設農林部 都市整備課	課長	
	朝来市 都市整備部 建設課	課長	
	丹波市 建設部 道路整備課	課長	
	洲本市 都市整備部 建設課	係長	
財団	（公益財団）兵庫県まちづくり技術センター まちづくり推進部 市町計画課	課長	
公社	兵庫県 道路公社 技術部 保全課	課長	
	神戸市道路公社 道路管理部 管理課	係長	
高速 道路 会社	西日本高速道路株式会社 関西支社 神戸高速道路事務所 統括課	課長	
	阪神高速道路株式会社 神戸管理・保全部 保全管理課	担当課長	副担当
	本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター 計画課	課長	

令和4年度 兵庫県道路メンテナンス会議 活動報告

資料 2

	メンテナンス会議	道路鉄道連絡会議 跨道橋連絡会議	メンテナンス年報	支援講習など
4月				
5月	5/20 近畿管内道路メンテナンス会議		R3年度 点検・診断結果 (国・高速)	
6月			R3年度 点検・診断結果 (地公体)	6/15 神戸市管理橋梁における点検新技術 のデモンストレーション
7月	7/27 第1回メンテナンス会議			
8月			8/24 メンテナンス年報 (令和3年度 公表)	
9月				
10月				
11月				11/15 橋梁点検デモ(新技術)
12月				
1月				
2月				
3月			令和4度 システムデータ更新	

令和4年度 兵庫県道路メンテナンス会議 活動報告

①近畿管内合同メンテナンス会議（インフラメンテナンス国民会議）

日 時：令和4年5月20日

開催場所：大阪中央公会堂 大集会室

③第1回 兵庫県道路メンテナンス会議

日 時：令和4年7月27日

開催場所：兵庫国道事務所 6階会議室（WEB会議）

参加者：兵庫国道事務所・姫路河川国道事務所・豊岡河川国道事務所
兵庫県・神戸市・兵庫県内各市町・兵庫県道路公社・神戸市道路公社・西日本高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路・公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター

～ 議事次第 ～

1. メンテナンス会議 規約改正
2. メンテナンス会議 活動報告・計画
3. R3年度 点検実施速報
4. R4年度 点検計画
5. 地域一括発注の状況と計画
6. 広報活動について
7. 意見交換

など

令和5年度 兵庫県道路メンテナンス会議 活動計画 案

資料3

	メンテナンス会議	道路鉄道連絡会議 跨道橋連絡会議	メンテナンス年報	支援講習など
4月				
5月	5/19 近畿管内道路メンテナンス会議		R3年度 点検・診断結果 (国・高速)	
6月			R3年度 点検・診断結果 (地公体)	
7月	7/24 第1回メンテナンス会議			
8月			公表予定 メンテナンス年報 (令和4年度)	
9月				
10月				
11月		第1回 幹事会		
12月		第1回 跨道橋連絡会議		
1月	幹事会	第2回 幹事会		
2月	第2回 メンテナンス会議	第1回 道路鉄道連絡会議		
3月			令和5年度 実施見込み システムデータ更新	

○道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検を実施
○現在2巡目の4年目まで完了しており、橋梁 約86%、トンネル 約74%、道路附属物等 約76%を実施済
○令和4年度の点検実施率は、橋梁 約23%、トンネル 約17%、道路附属物等 約13%

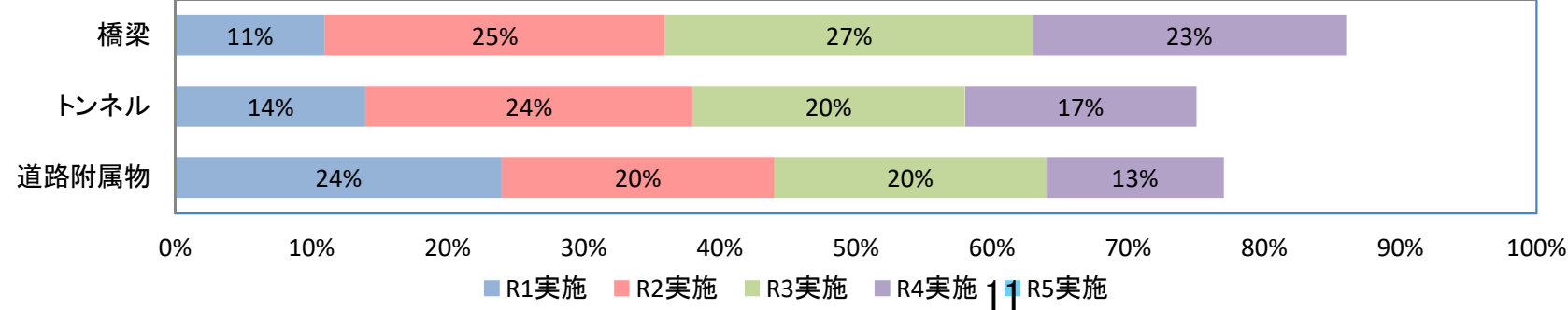
<<平成26・27・28・29・30、令和元・2・3・4年度の実施速報>>

【令和4年度 点検状況(全体)】

道路施設	管理 施設数	点検実施数					1巡目 実施率	管理 施設数	点検実施数				2巡目 実施率
		H26	H27	H28	H29	H30			R1	R2	R3	R4	
橋梁	29,883	2,199	6,580	8,397	7,791	4,918	100%	30,309	3,413	7,531	8,136	6,973	86%
トンネル	375	53	86	59	50	127	100%	402	55	94	82	68	74%
道路附属物等	2,117	357	548	311	393	480	99%	2,109	507	394	417	276	76%

【橋梁点検状況(管理者別)】

道路施設	管理 施設数	点検実施数					1巡目 実施率	管理 施設数	点検実施数				2巡目 実施率
		H26	H27	H28	H29	H30			R1	R2	R3	R4	
国土交通省	1,240	315	213	274	268	170	100%	1,491	324	249	368	379	89%
高速道路会社	1,315	316	337	163	213	286	100%	1,305	353	248	204	297	84%
兵庫県(公社含)	4,856	141	1,169	1,345	1,054	1,147	100%	4,953	641	1,157	1,102	1,079	80%
神戸市(公社含)	2,333	80	268	960	685	340	100%	2,343	250	393	723	678	87%
市町(神戸市以外)	20,139	1,347	4,593	5,655	5,571	2,973	100%	20,217	1,845	5,484	5,739	4,540	87%
合計	29,883	2,199	6,580	8,397	7,791	4,916	100%	30,309	3,413	7,531	8,136	6,973	86%



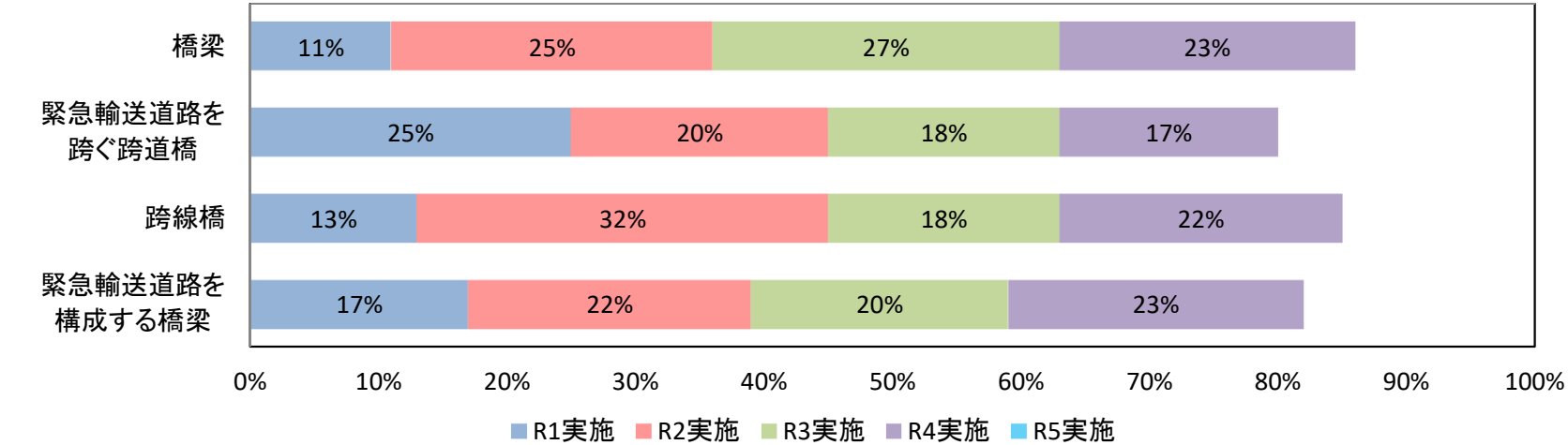
※ グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。
※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。

令和4年度点検実施速報(橋梁)

○最優先で点検すべき橋梁の令和4年度の点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約17%、跨線橋約22%、緊急輸送道路を構成する橋梁約23%である。

<<最優先で点検すべき橋梁の平成26・27・28・29・30、令和元・2・3・4年度の実施速報>>

管理者	管理 施設数	点検実施数					1巡目 実施率	管理 施設数	点検実施数				2巡目 実施率
		H26	H27	H28	H29	H30			R1	R2	R3	R4	
全橋梁	29,883	2,199	6,580	8,397	7,791	4,918	100%	30,309	3,413	7,531	8,136	6,973	86%
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	659	174	127	102	101	155	100%	669	169	140	117	110	80%
跨線橋	276	37	60	48	49	82	100%	272	38	86	48	59	85%
緊急輸送道路を構成する橋梁	4,474	720	1,004	947	824	979	100%	4,587	851	1,012	920	1,034	83%



※ グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。
※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。

注: R5.6月末時点

<橋梁の点検方針>

コンクリート片の落下等による第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、以下については、最優先で点検を推進

- ・緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
- ・跨線橋
- ・緊急輸送道路を構成する橋梁

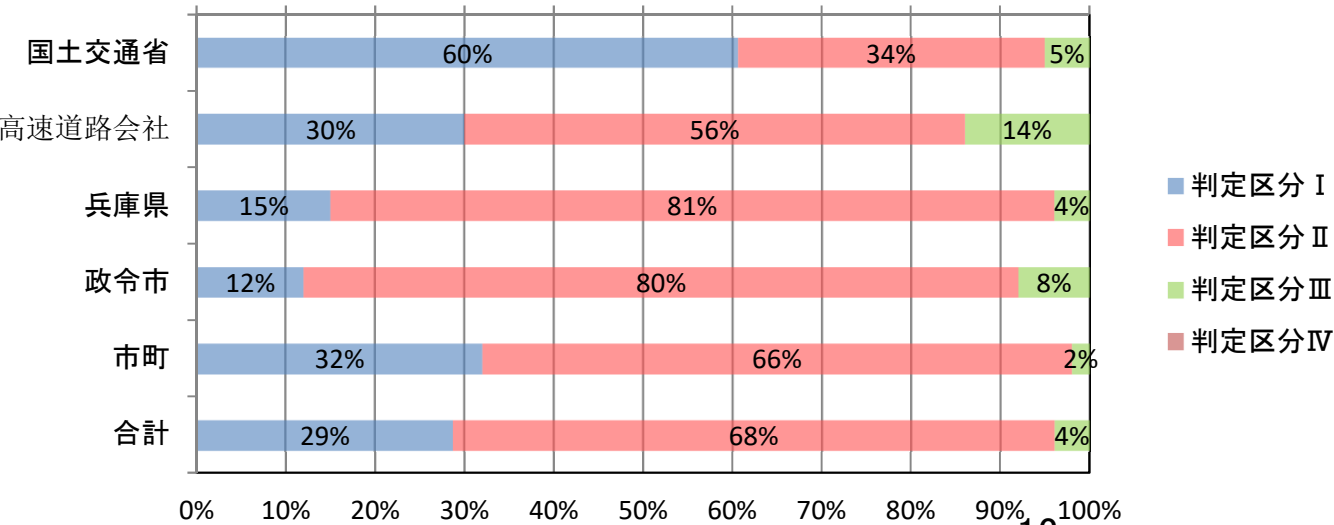
令和4年度点検実施速報(橋梁)

○令和4年度については、点検実施数に対して、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は 1 橋（0%）、判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は 272 橋（4%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は 4,712 橋（68%）

<<令和4年度管理者別点検速報（橋梁）>>

管理者	管理 施設数	R4 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	1,491	379	229	130	20	0
高速道路会社	1,305	297	89	167	41	0
兵庫県(公社含)	4,953	1,079	157	874	48	0
神戸市(公社含)	2,343	678	82	544	52	0
市町(神戸市以外)	20,217	4,540	1,431	2,997	111	1
合計	30,309	6,973	1,988	4,712	272	1

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



※ グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。
※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。

注: R5.6月末時点

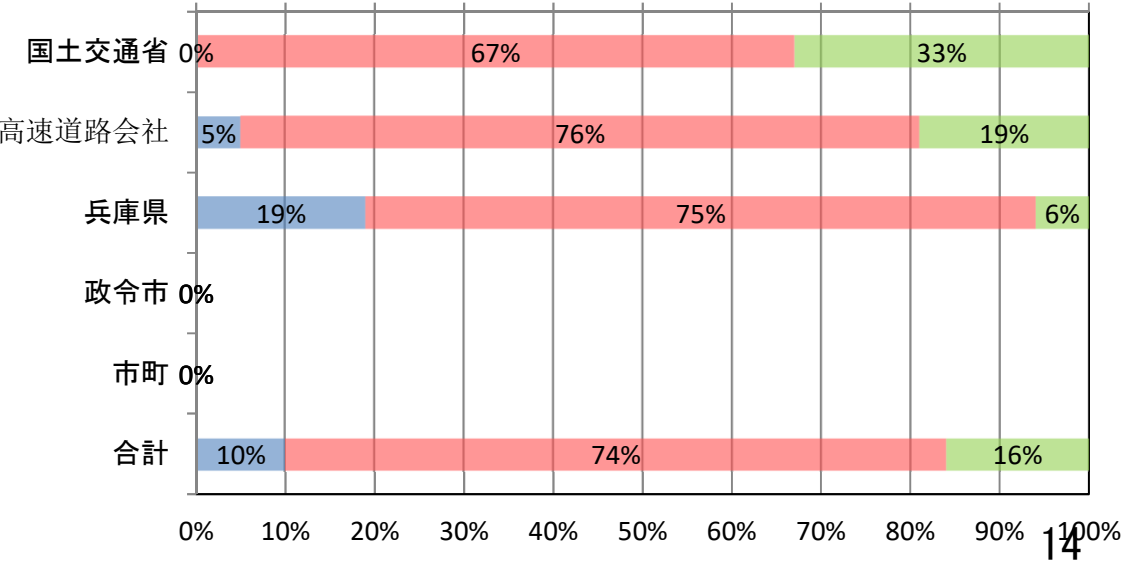
令和4年度点検実施速報(トンネル)

○令和4年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は 0本（0％）で該当なく、判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は 11本（16％）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は 50本（74％）

<<令和4年度管理者別点検速報（トンネル）>>

管理者	管理 施設数	R4 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	54	15	0	10	5	0
高速道路会社	144	21	1	16	4	0
兵庫県(公社含)	130	32	6	24	2	0
神戸市(公社含)	45	0	0	0	0	0
市町(神戸市以外)	29	0	0	0	0	0
合計	402	68	7	50	11	0

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



■ 判定区分Ⅰ
■ 判定区分Ⅱ
■ 判定区分Ⅲ
■ 判定区分Ⅳ

※ グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。
※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。

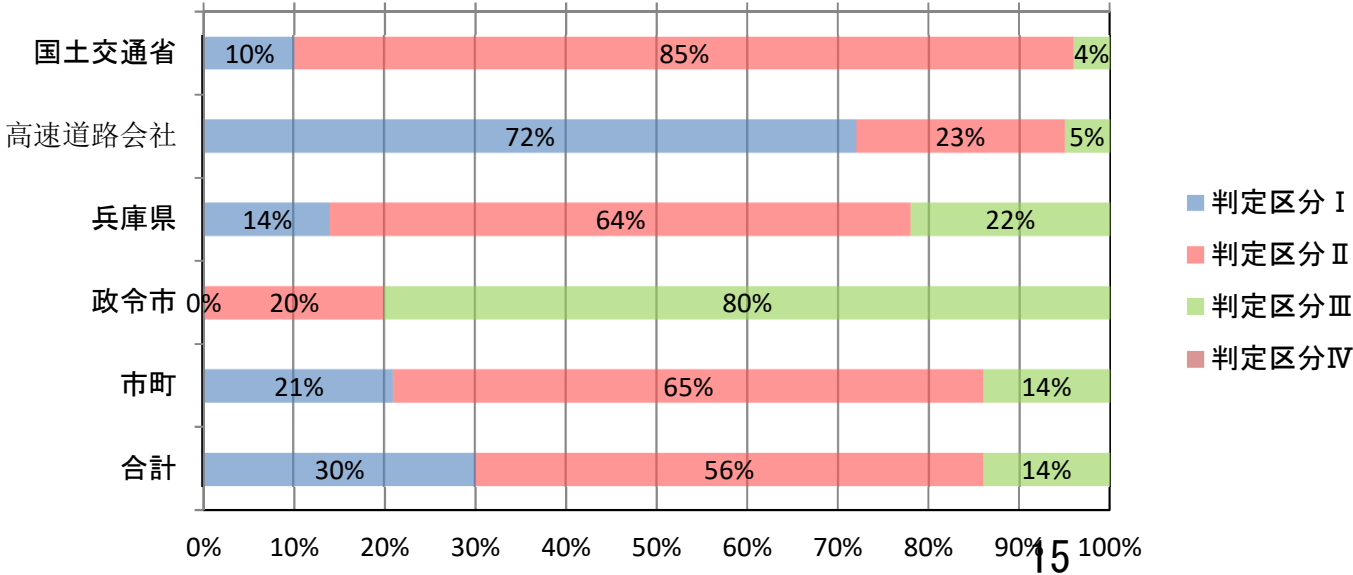
令和4年度点検実施速報(道路附属物等)

○令和4年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0基（0％）で該当なく、判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は39基（14％）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は155基（56％）

<<令和4年度管理者別点検速報（道路附属物等）>>

管理者	管理 施設数	R4 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	454	48	5	41	2	0
高速道路会社	930	74	53	17	4	0
兵庫県(公社含)	271	106	15	68	23	0
神戸市(公社含)	291	5	0	1	4	0
市町(神戸市以外)	163	43	9	28	6	0
合計	2,109	276	82	155	39	0

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。



※ グラフの合計値は四捨五入の関係で100%にならない場合がある。
※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。
※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。

注: R5.6月末時点

＜各構造物の令和5年度の点検予定＞

道路施設	管理施設数	2巡目	
		実施済	計画
		R1～R4	R5
橋梁	30,309	26,053	4,256
トンネル	402	299	103
道路附属物等	2,109	1,594	515

※管理施設数は、移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。
※令和5年度点検予定数は、令和5. 6月末時点の数値であり、今後の計画点検数は見直しすることがある。

○市町の人不足・技術力不足を補うために、市町が実施する点検・診断の発注事務を(公財)兵庫県まちづくり技術センターが受託することで、地域一括発注を実施

<地域一括発注による令和4年度の点検実施状況>

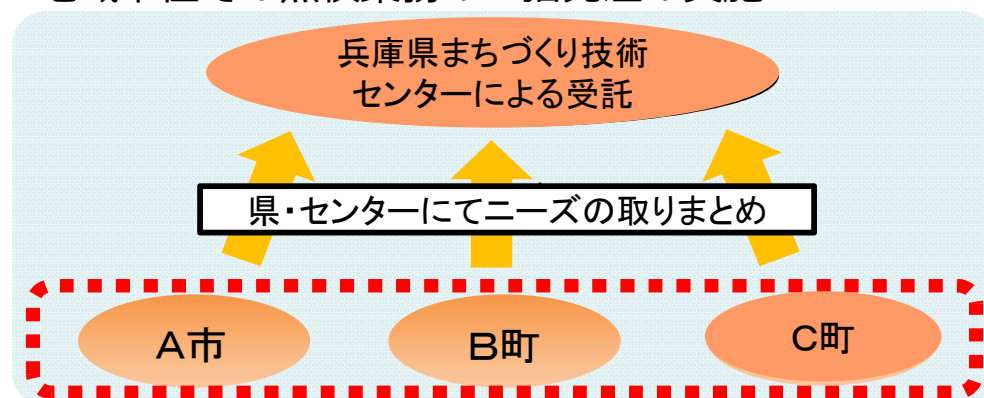
- 参加市町：29市町(姫路市、尼崎市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可町、市川町、福崎町、神河町、上郡町、香美町、新温泉町)
- 実績：4,214橋の点検を実施

<地域一括発注による令和5年度の点検計画>

- 参加市町：23市町(姫路市、尼崎市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、豊岡市、加古川市、西脇市、宝塚市、川西市、小野市、加西市、丹波篠山市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市、多可町、市川町、福崎町、神河町、香美町)
- 現在の状況：2,834橋の点検を予定

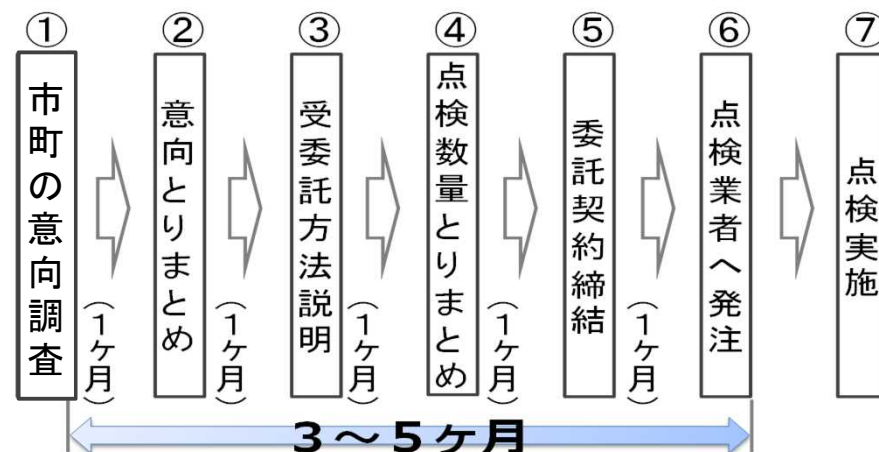
【イメージ図】

- ・市町のニーズを踏まえ、地域単位での点検業務の一括発注の実施



【手続きの流れ】

- ・県にて市町の意向調査を実施し、点検数量をとりまとめた上で、点検業者へ発注



老朽化パネル・ポスター展示の開催

新型コロナウイルス感染拡大のため開催中止

広報活動(案)について(令和5年度)

道路メンテナンス広報について

令和元年度に実施した後、新型コロナウイルス感染拡大に伴い広報（パネル展）を開催していません。

今年に関しては、新型コロナウイルスの5類感染症への位置づけに伴い広報を再開するべきと考えています。

今までは、多数のパネルを展示するため、場所の確保の問題がありました。

今後については、大型のテレビモニターを活用したデジタルサイネージを検討し、兵庫県の道路メンテナンスを広報します。

